

## 不当要求防止責任者講習、研修会等の開催について

事業者等の皆様、不当要求防止責任者講習、研修会を受講してみませんか？

### ■講習・研修会等の受講(無料)

□不当要求防止責任者講習(以下、責任者講習といいます。)

県民会議では公安委員会から委託を受け、暴力団等からの不当要求による被害を防止するため、事業所等の不当要求防止責任者へ不当要求への基本的な心構え、対応要領、必要な法令等について講習を実施しています。

□研修会

行政・事業所等の職員へ、不当要求への基本的な心構え、対応要領、必要な法令等について研修会を実施しております。

### ■不当要求防止責任者の選任要領

□各事業所(支店・営業所)から1名以上を不当要求への対応体制の整備や指導教育などの業務を実施する責任者(不当要求防止責任者)に選任してください。

□不当要求防止責任者を選任後、各事業所を管轄する警察署へ「責任者選任届出書」を提出してください。

### ■責任者講習までの流れ

1 不当要求防止責任者の選任 上記「選任要領」のとおり

2 公安委員会からの通知

□講習日時、場所等が記載された責任者講習通知書が郵送されます。

すでに不当要求防止責任者に選任されている場合(定期講習)は、受講時期になると通知書が郵送されます。

●通知書記載のとおり受講する場合は、責任者講習受講申込書(県民会議ホームページからダウンロード)を警察本部にFAXで返信してください。

●講習日、場所を指定して受講したい場合(県警からの講習指定日を変更したい場合)は、ホームページから講習日程を確認し、警察本部と「希望する受講日時、場所」を電話で調整のうえ責任者講習受講申込書を警察本部にFAXで返信してください。

3 不当要求責任者講習の受講

4 講習修了書の交付 受講終了後に講習会場において交付します。